

K140.2

2.1

3A

第三學年用

高等小學日本歷史

文部省

高等小學日本歷史

第三學年用

文部省



目録

第一 東西南洋の接近	一	第十二 朝鮮の扶植と明治二十七八年戦役	五五
第二 西洋人の渡来と我が鎖國政策	二	第十三 朝鮮の扶植と明治二十七八年戦役(續)	五八
第三 露國の東方經略と我が外國船隻接の令	三	第十四 法典編纂及び條約改正	六一
第四 開港の顛末	四	第十五 明治三十三年清國事變と日英同盟	六六
第五 江戸幕府の衰運	五	第十六 明治三十七八年戦役	七〇
第六 幕府攘夷論の優勢と長州征伐の顛末	六	第十七 明治三十七八年戦役(續)	七三
第七 王政の復古と維新の戦役	七	第十八 戦後の經營と韓國の併合	七六
第八 内治の整頓	八	第十九 人文の發達と軍備の整頓	八三
第九 内治の整頓(續)	九	第二十 總括	八六
第十 外交の進歩	一〇		
第十一 立憲政體の確立	一〇		

附錄 年表

高等小學日本歴史 第三學年用

第一 東西南洋の接近

地理上の發見

東西兩洋の諸國は其の地互に遠く隔たりたれば、交通の不便なりし古代に於ては、豪傑の遠征、商人の往來等の機會によりて、彼此僅かに相知るに過ぎざりき。就中大日本帝國は亞細亞大陸の東方海中に在りて、西洋諸國との交通無かりしかば、西洋人は我が國の存在をすら知らざりき。然るに紀元一千九百年代の中頃建治元年西曆一千二百七十五年、伊太利人マルコポーロといふもの、陸路支那に來りて、元主忽必烈に仕へ、歸國の後、我が國の大いに黄金及び珍奇なる產物に富めることを傳へたり。是我が國が西洋人に知られたる始なり。其の後二

葡萄牙人の
東方經略

百餘年を経て、我が戰國時代之初頃に至り、西洋人は航海術の進歩につれて次第に遠隔の地に航行し、世界の形勢漸く一變するの氣運に向へり。斯くて紀元二千百五十二年元明應西曆一千四百九十二年伊太利人コロンブスは大西洋を西に航して我が國に來らんとせし途中にて偶然亞米利加洲を發見し、其の後五年、葡萄牙人バスコダガマは亞弗利加洲の南端を回航し、其の翌年印度に到着したり。是より後、西洋人の亞細亞、亞米利加の諸洲に往來するもの次第に多くして、世界各國互に交通するの端緒ここに開けたり。

さて西洋諸國人の中、始めて東洋の經略に着手せるものを葡萄牙人とす。其の航路を印度洋に開くや、先づ印度波斯等と通商し、又其の土地を侵略して沿海の要所に數多の貿易

西班牙人の
東方經略

場を設けたり。印度の西岸なるゴアは是等貿易場の中心として次第に繁盛に赴き、諸方の產物は、大抵此の地を経て葡萄牙に送られたり。

西班牙人も、亞米利加洲の發見せられし後、早く其の經略に従事したりしが、又太平洋を経て東洋に渡來し、紀元二千二百年代の初頃永祿八年西曆一千五百六十五年、フィリピン群島を取り、やがて政廳を呂宋島ルソンのマニラに建てたり。

次いで紀元二千二百年代の中頃に至り、和蘭、英吉利の兩國は、各遠征船隊を東洋に派遣して通商の利を求めんとせり。中にも和蘭人は主として馬來群島を經略し、ジャバ島にバタビヤ府を建てて東洋の根據地と定め、英吉利人、葡萄牙人と競争して、一時東洋に優勝の地位を占めたり。

東洋に於ける
和蘭人の
優勢

印度に於ける英佛兩國人の經略

英吉利人の東洋に於ける事業は其の初和蘭人の爲に壓倒せられ、馬來群島にありては、概して失敗に終りたりき。されども印度方面に於ては着着として成功し、漸次其の海岸にマドラス、ボンベイ、カルカッタ等を開き、以て根據とせり。佛蘭西人も亦英吉利人につぎて印度に注目し、漸次其の經略を進めたり。かくの如くにして、西洋諸國は次第に其の勢力を東洋に擴張し、遂に我が國とも接觸するに至れり。

第二 西洋人の渡來と我が鎖國政策

葡西兩國人の渡來

始めて東洋貿易に従事せし葡萄牙人は又實に我が國に渡來せる西洋人中の最初のものなりき。紀元二千二百年代の初、天文十二年西曆一千五百四十三年葡萄牙の商船一隻大隅の種子島に

基督教の傳來

來れり。蓋し葡萄牙人が東洋貿易の範圍を擴むるに隨ひて、其の商船は屢、支那印度の海上を往來せしが、時としては颶風に遭ひ漂流することありて、偶然我が國にも來りしなり。此の時始めて小銃を傳ふ、折しも戰國時代なりしかば、此の有力なる武器は大いに世に珍重せられたり。是我が國と西洋諸國との交通の發端なりとす。葡萄牙人は其の後豐後の府内今の大分薩摩の鹿兒島等にも來りしが、澳門マカオを得るに及びて之を支那海に於ける根據地とし、我が國にては肥前の平戸を互市場として、一時盛に通商せり。西班牙人も亦屢、呂宋等より渡來して貿易を營みき。邦人は是等の人人を南蠻人と呼び、其の商船を南蠻船と稱したり。

葡萄牙船の往來始りし後幾ばくもなく

天文十八年西曆一千五百四十九年一基

基督教の宣教師西班牙人フランシス・ザビエールといふもの、鹿兒島に來りて布教せり。是基督教の我が國に傳來せし始にして、當時世に之を切支丹宗と呼びたり。ザビエールは尙平戸・山口・京都府内等の各地に赴きて布教に従事し、其の我が國を去りたる後には、他の宣教師代り來りて、傳道に勉めたり。されば切支丹宗は程なく大いに諸國に弘まり、織田信長も之が布教を保護し、京都・安土等に會堂の設立を許すに至れり。

邦人の海外
渡航

是より先、室町幕府は使節を派遣して明と貿易したりしが、諸大名の中にも、周防の大内氏の如きは亦自ら明と通商し、對馬の宗氏は常に朝鮮と貿易を營みたり。其の外、邦人の隨意に明朝・朝鮮等に渡航して貿易をなすもの少からず、中には

支那人英吉
利人和蘭人

其の沿海の地を侵し、商船を掠めたるものもありき。倭寇即ち是なり。切支丹宗の漸く行はるるに及び、之を信仰せる九州諸大名の中、大友有馬・大村の三家は相謀りて、紀元二千二百年代の中頃天正十年、西暦一
千五百八十二年、遠く使節を羅馬法王の許に遣はすに至れり。豊臣秀吉の世を経、徳川家康の頃に至りては、幕府より渡航免許の朱印狀を得て、貿易を營むもの益増加し、其の範圍は、近くは澳門・暹羅・安南・臺灣・呂宋・ジャバ等の諸地方より、遠くは墨西哥にまでも及べり。是等の商船を御朱印船といふ。斯くて邦人の出でて外國に居住するものも漸く多く、呂宋・暹羅等には日本町の建設を見るに至り、邦人の海外に活動したりし有様は、歴歴として徴すべきものあり。斯く邦人の海外貿易に従事するもの、其の數を加ふると共

に、外國人の我が國に渡來して貿易を營むもの亦漸く多し、中にも支那とは彼我の往來早くより開けたりしかば、紀元二千二百年代の初頃永祿元年の頃に至りては、明の商船の肥前薩摩の諸港に來りて通商するもの益増加せり、又和蘭の商船は紀元二千二百六十九年慶長十四年、西曆一千六百九十四年始めて徳川家康より通商を許され、爾來平戸を互市場として、毎年バクビヤより來航せり、紀元二千二百七十三年慶長十八年、西曆一千六百六十八年に至り、英吉利船も亦平戸に渡來して、同じく家康より通商の免許を得たり、斯くて和蘭、英吉利の兩國人は互に激しく貿易上の利益を爭ひたりしが、和蘭人遂に勝を制し、英吉利人は我が國を引拂ふに至れり。

海外との交通漸く盛なるに隨ひ、切支丹宗は益、弘まれり。然

るに其の宗徒の中には或は神佛の禮拜を廢し、或は社寺を毀つが如き、我が國の習慣に反せるのみならず、時には君國をも顧みざるが如き舉動をなすものあるに至りしかば、秀吉は其の國家に害あらんことを慮りて、斷然布教を禁止せり、家康も亦此の方針を繼續して禁令を發し、宣教師の渡來を拒みて、禍根を絶たんとせしが、尙未だ十分に其の効を奏する能はざりき、偶、和蘭人貿易の利を専らにせんとして幕府に密告し、葡萄牙人は宗教の手段によりて國を奪はんとするものなりといへり。是に於て幕府は愈、警戒を嚴にして宣教師を逐ひ、紀元二千二百年代の末寛永十年、西曆一千六百三十三年に至り、三代將軍徳川家光遂に重ねて切支丹宗嚴禁の令を發し、且邦人の海外に渡航するを禁じ、南蠻人の胤を求めて悉く之を澳

島原の亂

門に放逐せり。
かくの如く、幕府は切支丹宗禁制の必要より鎖國の政策を執るに至りしが、九州地方の宗徒は尙其の信仰を棄てず、紀元二千二百九十七年寛永十四年の冬、遂に肥前の島原半島なる原の古城に據りて亂を起せり。幕府乃ち兵を出して之を討たしめしが、其の勢猖獗にして容易に鎮定すること能はず、更に大いに兵を増し、攻圍翌年に涉りて、始めて之を平ぐるを得たり。其の結果、切支丹宗の禁令は益、嚴重となり、通商のみを事とする和蘭人、支那人には長崎の一區を限りて通商居住を許したれども、所謂南蠻船の渡來は是より全く絶果てたり。

露國の西北利亞經略

第三 露國の東方經略と我が外國船擊攘の令

露西亞は我が室町幕府時代の末頃に興りたる歐羅巴の新興國にして、年を逐ひて其の領土を擴め、紀元二千二百年代の初永祿元年、西曆一千五百五十八年より西北利亞の經略に着手せり。此の地方は氣候寒冷にして人烟稀少の處なれば、露西亞人は甚だしき抵抗を受くること無くして、漸次地を東方に拓き、其の探檢隊は紀元二千三百年代の初寛永二十年、西曆一千六百四十四年頃既に黒龍江の上流に達せり。是に於て露清兩國の境界次第に明かならず、相互の兵士衝突せしことありしかば、兩國政府は國境を議定し、次いで兩國間に互市の約を結べり。斯かる間にも、露西亞は益、東方經略の歩を進めたりしが、紀元二千三百年

露國の南下

代の中頃ベートル大帝の出づるに及び遂に勘察加半島を略し、益太平洋の沿岸に其の勢力を張らんとせり。露西亞の勘察加半島の領有は即ち其の千島經略の發端なりき。是より露西亞人は次第に我が北邊に近づき、紀元二十四百年代の中頃安永七年西曆一千七百七十八年には、既に我が國後島に來れりされど當時邦人は未だ北邊の事情を審にせず、之に對して深く注意するものあらざりき。其の後十餘年を経て、露西亞の使を遣はして通商を求むるに及び、幕府は始めて北邊經營の重要なことを知りて、其の請を拒み、更に近藤重藏・間宮林藏等をして、邊境を巡視せしめたり。此の前後にも露西亞人の屢、擇提樺太等を侵せるありて、幕府は益、北門の防備に苦心するに至れり。

英國船の暴行

海防論と外國船權の令

露西亞人の屢我が北邊に來寇せし頃、英吉利の大船突然長崎港に入來りて暴行を恣にせり。紀元二千四百六十八年文化五年是より後も英吉利船は屢、近海に來り、時に或は上陸して暴行せしことあり、邦人の外人を嫌惡するの情は一層甚だしくなれり。是より先、外國船の我が近海に出沒すること漸く頻繁となるや、識者の中には夙に海防の急を論ずるものあり、林子平の如きは其の首唱者なりき。露西亞人の來寇、英吉利船の暴行などありし後は、此の論益、勢力を得たり。斯くて紀元二千四百八十五年文政幕府は遂に意を決して我が海岸に近づく外國船は一切之を打拂ふべしと令し、又我が商船漁船等の海上に於て外國船に接近するを禁じ、以て愈、鎖國政策を厲行せり。

開港論

第四 開港の顛末

八代將軍徳川吉宗禁書の令を緩め蘭學を奨勵せしより以來、洋書を讀みて外國の事情に通ぜる學者相踵いで出でたり。されば外國船擊攘の令の出づるに及び、是等の學者の中には其の非を論ずるもの少からざりしが、偶、紀元二千四百九十八年天保九年英吉利國の軍艦我が漂民を送り來らんとする風聞あり、幕府は前令の趣意によりて、之をも打拂はんとせり。蘭學者高野長英、渡邊登山等、は之を以て外國の形勢を察せざる無謀の企なりとし、鎖國攘夷の到底行ふべからざるを痛論して罪せられたり。されども此の後開港の論は却つて益、勢を得たり。

外國船擊攘の令を緩む

此の時に當り、清國にては阿片輸入の事につきて英吉利國と戦ひしが、利あらず、遂に上海廣東等の五港を開き、且香港を割讓し、償金を出して和を結べり。清國戰敗の報早く我が國に達せしを以て、幕府も之に鑑みる所あり、紀元一千五百二年天保三年に至りて外國船擊攘の令を緩め、漂着の外國船には薪水食糧を給して歸國せしむることとせり。是より後、外國船の我が近海に來航するもの益、増加し、其の通商を請ふこと繁くなりしが、幕府は常に之を拒みて、愈意を海岸の警備に用ひたり。

ペルリの渡來と和親條約の締結

紀元二千五百十三年嘉永六年六月亞米利加合衆國の使節ペルリ船艦四隻を率ゐ、浦賀に來りて和親を求めたり。此の時邦人は見慣れぬ大船の突然入來れるに驚き、事の成行を慮り

て騒動一方ならず幕府は俄に諸大名に令して海岸を警衛せしめ、又吏員を遣はして其の國書を受け、明年返答すべき旨を傳へて、使節を歸らしめたり。斯くて幕府は此の國家の大事に關し獨斷にて之を決するを危み、朝廷に奏聞し、又諸大名の意見をも徴したり。然るに衆議區區にして和戰の議未だ決せざるに、翌年安政元年正月、ベルリは七隻の船艦を率ゐ再び來りて國書の返答を求む。是に於て幕府は已むを得ず、全權委員を遣はして、ベルリと神奈川濱に於て談判せしめ、遂に始めて和親條約を結びて、亞米利加船の下田・函館に渡來するを許し、必要なる薪水・食糧等を給することを約せり。されど通商は尙未だ之を許さざりき。此の後幕府は英吉利及び和蘭ともほほ同様の條約を締結したり。是より先露西

ハルリスの
渡來及び將
軍謁見

通商條約の
締結

亞の使節も亦ベルリの始めて渡來せし翌月嘉永六年七月長崎に來りて通商を求めしかば、幕府は其の事の重大にして急に決定し難き旨を諭して歸らしめたり。翌年安政元年十月、其の再び下田に來りし時には、既に米英の兩國と條約を結びし後なりしかば、幕府は十二月に至り露西亞國とも亦和親條約を締結したり。

紀元二千五百十六年安政三年亞米利加合衆國の總領事ハルリス曩に結びたりし和親條約に基づきて下田に來り、やがて將軍に謁見せんことを請へり。幕府は容易に此の要求を容るを得ず、又斷然之を拒絕すること能はず。翌年十月に至り遂に之を引見せり。

此の時ハルリスは時勢を論じて我が鎖國主義を執るの不

利を説き、通商を開かんことを求めたり。幕府は其の請を拒むこと能はず、談判の末遂に通商條約を締結し、一定の年月を経たる後には、神奈川^{横浜}、兵庫^{神戸}、長崎、函館、新潟の五港を開くべきことを約し、老中堀田正睦^{初名正篤}を上京せしめて、勅許を仰がしめたり。されど英明なる孝明天皇^{第一百二十代}は深く國家の前途を憂慮し給ひて、容易に幕府の請を許し給はず、更に三家^{尾張・紀伊・水戸}以下諸大名の議を徴して上奏すべしと御沙汰ありたり。然るに此の頃、英吉利、佛蘭西の兩國は事を以て清國と交戦中なりしが、其の戦勝の勢を以て、我が國にも通商を強請せんとするの風説あり、ハルリス之に乗じて條約の調印を促せしかば、幕府は事情甚だ切迫せりと見て、紀元二千五百十八年^{安政五年}六月遂に勅許を待たずして之を決行

せり。是に於て大老井伊直弼を非難するの聲大いに起れり。幕府は次いで蘭、露、英、佛の諸國とも通商條約を締結し、翌年^{安政六年}六月より、先づ長崎、函館、神奈川^{横浜}の三港を開きて、内外人の互に貿易するを許したり。斯くて紀元二千五百二十年^{萬延元年}には、幕府の使節亞米利加合衆國に渡航して國民の知見を廣むるの端を開き、後、幕府を始め、薩州、長州等の諸大藩よりも留學生を歐米諸國に派遣するに至れり。

第五 江戸幕府の衰運

幕府は八代將軍吉宗の出づるに及びて一時大いに興りしが、久しからずして、庶政復弛み、寛政^{紀元二千四百年代の中頃}の松平定信、天保^{紀元二千四百年代の末頃}の水野忠邦の改革も、永く其の効果を保つ

能はず。旗本の士は奢侈に流れて元氣漸く衰へ、政治軍備等皆振はず、加ふるに一方には尊王論の勃興するあり、他方には攘夷説の勢を得るあり、幕府の施政は次第に困難となりたり。

尊王論の勃興

從來幕府の政治は總べて専斷を以て事を處し、上は朝廷より下は諸大名に至るまで、嘗て之に干涉參與するを許さず、其の威力の盛なるに任せて、朝臣を抑壓せしこともありき。殊に當時の朝廷の御料は院宮門跡及び堂上諸家の所領等を合せ、僅かに十餘萬石にして、一の中諸侯の收入に過ぎざる程なりき。然るに文教大いに興り、國史古典の研究の隆盛となるに隨ひ、深く皇室の尊嚴を思ひて、尊王の義を説くもの士漸く現れ、幕府の所爲を憤慨して王政の復古を唱ふるも

將軍繼嗣の議

のさへ起りき。是に於て幕府も外交の事に關しては特に勅裁を仰ぐの已むを得ざるに至れるなり。

此の際、將軍德川家定子無くして繼嗣を定むるの必要あり。尾州藩主德川慶勝、越前藩主松平慶永、薩州藩主島津齊彬等は、年長にして且賢明の聞えある德川慶喜（一橋家）に望を屬し、之を立てて難局に當らしめんとせり。慶喜は前水戸藩主德川齊昭の子なり。然るに大老井伊直弼は將軍の意を承け、紀州藩主德川慶福が家定と血縁相近しとの理由により衆議を排して之を迎へたり。慶福時に年十三、是即ち十四代將軍德川家茂なり。是に於て其の處置を怒れる反對者の聲は外交上の非難と相合して、海内鼎の沸くが如くになりき。直弼乃ち反對者たる德川慶勝、德川齊昭、松平慶永等を蟄居或

安政の大獄

は謹慎せしめて、之が鎮定を圖れり。

京都にては、幕府が勅許を請ひ奉りながら之を待たずして條約に調印せしを憤り、其の専斷を咎むるもの多し。朝廷乃ち幕府に勅して、三家大老の中上京して事情を陳ずべきことを命じ給ひしが、幕府は之を辭し、老中間部詮勝を上京せしめて、條約調印の已むを得ざりし所以を奏聞せしめたり。此の時直弼は勤王の説を唱へ又は家茂の擁立を非として幕府の所爲に反對するもの等を嚴密に探索し、吉田寅次郎、松橋本左内、安島帶刀等を始め、數多の志士を捕へて、之を死若しくは流に處し、或は之を追放せり。其の連累は延いて親王公卿諸大名にも及びき。世に之を安政の大獄といふ。條約の調印といひ、繼嗣の擁立といひ、井伊直弼の處置世の

櫻田門外の

和宮の降嫁

反對を受くること多く、又其の反對者を罪すること嚴重なりしかば、直弼は紀元二千五百二十年萬延元年三月三日上巳の節の登城の際、水戸藩の浪士等十八人の爲に、櫻田門外に於て殺害せられたり。

直弼の死後は、老中安藤信正久世廣周主として事に當りしが、將軍家茂の爲に皇妹親子内親王和宮の降嫁を得て、以て公武の合體を表せんと請ひ、因りて十年以内を期し、必ず攘夷すべしと誓ひしかば、朝廷已むを得ずして之を許し給へり。斯くて櫻田事變の翌年文久元年内親王東下し給ひしが、志士之を聞きて益憤慨し、遂に國に歸りて各其の藩主を説き、翌年を期して大舉勤王せんとの議を決するものあるに至れり。而して信正は翌年文久二年正月坂下門外に於て浪士に襲撃せ

られ傷を被れり。

幕政の改革

第六 尊王攘夷論の優勢と長州征伐の顛末

紀元二千五百二十二年^{文久四年}四月、島津久光兵を率ゐて入京す。久光は齊彬の弟にして、藩主忠義の後見たりき。久光夙に尊王の大義を唱へ、志士の間に重きをなしたり。此の月長州世子毛利元徳亦上京し、各上下の間に周旋する所あり。翌月朝廷大原重徳を勅使とし、島津久光を之が護衛として江戸に遣はし、徳川慶喜を後見とし、松平慶永を政事總裁職に任じて、幕政を改革すべきの朝旨を傳へしめ給ふ。幕府乃ち朝旨を遵奉せり。八月土州藩主山内豊範上京して亦王事に勤めたり。十月朝廷更に三條實美、姊小路公知を勅使とし、豊範

攘夷の方針一定

外艦砲撃の一

をして之を護衛せしめて江戸に下し、攘夷の決定を促さしめ給ひき。鎌倉時代よりこのかた大小の國政總べて幕府の爲すがままに任せ給ふこと七百年の久しきに及びしが、形勢今や一轉して幕府に命令し給ふことあるに至れり。將軍家茂は朝旨を奉じて翌年^{文久三年}三月上京す。此の月天皇賀茂に行幸あり、公卿諸侯多く之に従ひ、將軍亦供奉に列し、天下益、天皇の尊きを見る。時に尊王討幕の思想益、烈しきを加へ、等持院なる足利尊氏義詮義滿の木像の首を三條河原に梟し、討幕の意を諷するものすらあり。又朝廷は家茂に攘夷の實行を促し給ひしかば、家茂已むを得ずして勅を奉じ、此の年五月十日を以て愈、其の實行の期と定めたり。攘夷の方針既に一定せしかば、かねて其の主張者たりし長

州藩は期日に至り率先して下關海峡を通過する亞米利加の商船を砲撃し、次いで佛蘭西和蘭及び亞米利加の船艦と砲火を交へたり。

其の二

曩に島津久光勅使を護衛して江戸に下り、其の歸途武蔵の生麥村を過ぐるや、久光の従士英吉利人の其の行列を横ざれるを怒り、之を殺害せしことあり。是に於て英吉利政府は軍艦を派遣して償金を幕府に要求し、七月更に轉じて鹿兒島に到らしめしが、薩州藩は其の要求に應ぜず、遂に砲火を交ふるに至れり。

其の三

斯くて翌元治元年八月、英佛蘭米の四箇國は長州藩の外艦砲撃に報いんとし、聯合艦隊を以て下關に赴き戰を挑ましめき。長州藩復之に應じ、連戰三日にして遂に交綏せり。

給御門の變

曩に文久三年長州藩の外艦を砲撃せし報世に傳はるや、攘夷の論益盛なりしに、幕府は之を實行すること能はざりしかば、親征の説志士の間に起り、長州藩主毛利敬親（初名之を慶親とす）朝廷に建議せり。三條實美等の廷臣之に賛し、天皇大和に幸して親征の軍議を興し給ふべき詔下れり。時に八月十三日なり。蓋し志士の間には親征に乘じ一舉して幕府違勅の罪を責め幕府を倒さんとの計畫ありしなり。然るに京都守護職なる會津藩主松平容保（かたは）は公武合體の説を執れる。薩州藩士と謀り、中川宮（後の久遠宮）によりて親征の不可を奏上せしかば、十八日朝廷俄に大和行幸を延引し、實美等の參内を禁じ、長州藩士の禁衛を停め給へり。是に於て實美以下の廷臣七人は長州に奔れり。世に之を七卿の都落といふ。又攘夷論

長州征伐

者の中には、大和、但馬等に兵を擧げたるものもありしが、間もなく鎮定せり。元治元年七月、長州藩士は朝廷の御處置につき歎願する所あらんとし、多數相率ゐて入京せしが、會津、薩州等の兵之を防ぎて兩軍遂に戦を交へ、長軍の彈丸飛んで宮闕に達するに至れり。世に之を蛤御門の變といふ。是に於て幕府は奏請して長州の罪を鳴らし、前尾州藩主徳川慶勝を總督とし、諸藩の兵を發して之を討たしむ。然るに毛利敬親は恭順を表し、其の罪を謝せしを以て、慶勝等は未だ其の國境に入るに至らずして軍を還せり。されども長州にては恭順を喜ばず、奮起して幕軍に反抗せんとするもの多し。幕府も亦慶勝等の處置を以て寛に過ぎたりとなし、紀元二千五百二十五年慶應元年更に再征の軍を發して、紀州藩主

徳川茂承^{もくしう}を總督に任じ、將軍家茂亦自ら大阪に到れり。斯くて翌年正月、敬親父子を蟄居せしめ、其の領地の中十萬石を削らんとせしに、長州之に服せず。幕府は乃ち愈々征長の軍を進めて、其の國境に逼りしが、薩州は再征の名無きを主張して出兵の命に應ぜず。諸藩にも亦幕命に従はざるもの多し。しかのみならず幕軍各所の戦に連敗して、其の實力無きこと世間に暴露し、幕府の威望頓に地に墜ちたり。

第七 王政の復古と維新の戦役

長州再征の軍利あらざるに當り、將軍家茂病みて大阪に薨ぜしかば、慶應二年七月徳川慶喜入りて幕政を統べ、やがて將軍職に補せられたり。慶應二年十二月

徳川慶喜將軍となる

明治天皇踐
祚

大政奉還

此の年十二月二十五日太陽曆にては翌年一月三十日孝明天皇崩御あり、翌年慶應三年正月九日明治天皇第一百二代踐祚し給ふ。時に御年十六。大喪の故を以て勅して征長の軍を罷めしめ給へり。是より先薩長兩藩の連合既に成り薩州の西郷隆盛大久保利通長州の木戸孝允等は三條實美岩倉具視等と氣脈を通じ幕府を倒して王政を復古せんとするの密議を進めたり。其の他の諸藩には或は勤王を唱ふるあり、或は佐幕に傾くあり、又一藩の中にて兩派に分るもありて互に相敵視し、天下の形勢甚だ穩ならざりき。前土州藩主山内豐信容之を見て、禍亂の大に至らんことを憂へ、其の未だ發せざるに先だち幕府をして大政を返上せしめんとし、家臣後藤象二郎等をして之を慶喜に勧めしむ。慶喜も亦時勢の既に變じ

王政の復古

て幕政の永く維持し難きを悟りたりしかば、英斷を以て其の勅に従ひ、紀元二千五百二十七年慶應三年十月十四日上表して大政奉還を請ひ、政權一途に出でて海外萬國に對峙するに至らんことを奏し、夫いで將軍職をも辭退せり。慶喜の大政奉還を請ふや、朝廷直ちに其の請を許し給ひ、又國政の方針を議定せんが爲に、翌十一月を期して諸侯の上京を命じ給ふ。前越前藩主松平慶永前土州藩主山内豐信前肥前藩主鍋島齊正開前前宇和島藩主伊達宗城ひだ及び薩州の島津久光も亦特に上京の命を蒙れり。斯くて十二月八日曩に長州に奔りたりし三條實美等の廷臣、並びに毛利敬親等の入京を許し、翌九日愈々王政復古の大號令を發し給へり。家康の幕府を開きしより徳川氏將軍職に在ること總べて十五

鳥羽伏見の役

代二百六十五年源頼朝が武家政治を創めしよりは凡そ六百八十年にして、政權朝廷に復歸せり。世に之を王政復古といふ。此の時攝政關白征夷大將軍等の職を廢し、新に總裁議定・參與の三職を置き給へり。維新の政ここに始る。

王政既に古に復り、公卿竝びに勤王の諸侯等拔擢せられて維新の政治に與りたれども、前將軍慶喜は尙舊幕臣及び會津・桑名等の兵と共に三條城に在り、諸侯の中にも、舊幕府の恩誼を思ひて、心を之に寄するもの多く、其の勢頗る盛なりき。朝廷乃ち慶喜に内大臣の官を辭し、領地を返上すべきことを命じ給ふ。城中の將士かねて薩州の長州と連合せるを恨みたりしが、慶喜が維新大變革の朝議に與らざるに及びて更に之を憾み、今又辭官納土の命あるを聞きて憤慨する

江戸開城

こと甚だしく頗る動搖せり。慶喜其の異變を生ぜんことを恐れ、大阪城に退きしが、尙容易に來心を鎮むる能はず。翌明治元年（元二千五百一十八年戊辰年）正月三日部下の將士に擁せられ、會津・桑名等の兵を先鋒とし、討薩の表を捧げて上京せんとす。薩長等の諸藩乃ち朝命を奉じ、鳥羽・伏見に拒ぎて大いに之を破れり。翌日朝廷嘉彰親王（後の小松宮）を征討大將軍として慶喜を追討せしめ給ふ。慶喜は海路より江戸に通れ歸れり。朝廷慶喜征討の部署を定め、熾仁親王（有栖川宮）を東征大總督とし、西郷隆盛等を參謀とし、列藩の兵を發して、東海・東山・北陸の三道より進撃せしめ給ふ。然るに慶喜は深く前非を悔い、自ら上野寛永寺に退きて恭順の意を表し、且舊幕府の陸軍總裁たりし勝安芳等をして、隆盛によりて其の罪を謝せし

奥羽の戦争

む。大總督乃ち諸軍に令して進撃を止めしめ、之を朝廷に奏せしかば、四月朝廷慶喜の死を宥して水戸城に幽し、江戸城並びに軍艦銃砲等を收め、且家臣を廓外に退かしめ給へり。舊幕臣の中には、慶喜の恭順を悦ばず、彰義隊を組織して上野に據り、官軍に抵抗するものありしが、直ちに鎮定せられたり。是より先、朝廷は幕府直轄の地約三百萬石を没收し給ひしが、ここに至り、特に一族徳川家達をして宗家を繼がしめ、之を静岡に封じて七十萬石の地を領せしめ給へり。會津の松平氏は二代將軍徳川秀忠より出で、常に幕府の爲に盡す所多かりき。鳥羽伏見の役後、藩主容保は歸りて會津の若松城に在り、今回の處置を以て薩長が幼帝を挟みて徳川氏を滅すものなりと、遂に其の居城に據りて官軍に抗

函館の戦争

せり。此の時仙臺の伊達氏、盛岡の南部氏、米澤の上杉氏、莊内の酒井氏等東北の諸藩、多く之と連合し、其の勢頗る猖獗なりしも、官軍攻めて之を降し、十月に至りて奥羽地方全く平定せり。

奥羽平定の後も、尙舊幕臣の函館に據れるものあり。初め朝廷舊幕府の軍艦を收めんとせし時、其の海軍副總裁榎本武揚艦隊を率ゐて品川灣より遁れ去りしが、奥羽地方の鎮定するに及び、其の殘兵の之に投ずるあり。舊幕府の歩兵奉行大島圭介等も亦來り加り、共に函館の官軍を逐ひて、五稜廓に據れり。其の勢頗る熾なりしも、明治二年五月武揚等遂に官軍に降り、維新の戦役ここに全く其の局を結べり。

五箇條の御誓文

第八 内治の整頓

紀元二千五百二十七年（應永十三年）十二月九日王政復古の詔を發して大變革を斷行し給ふや、天皇朝に臨みて萬機を親裁し給ひ、翌明治元年三月十四日紫宸殿に御し、公卿諸侯を率ゐて五箇條の國是を神祇に誓ひ、且之を群臣に宣し給へり。其の文に曰く、

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメノコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

天皇の即位
と一世一元

東京奠都と
皇后冊立

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ
と、維新政治の基礎ここに始めて確定せり。
此の年八月二十七日天皇紫宸殿に於て即位の大典を擧げ給ひ、九月八日慶應四年を改めて明治元年となし、自今永く一世一元たるべしと詔し給へり。
明治元年七月詔して江戸を東京となし、十月車駕東幸して江戸城を東京城と改め、以て皇居と定め給へり。次いで十二月京都に還幸あり、此の月二十八日左大臣一條忠香（たか）の第三女美子（みこ）を立てて皇后となし給ふ。翌二年三月再び東京に幸

官制改革

し給ひ、是より後、永く此の地に居させ給ふ。
是より先、朝廷、總裁、議定、參與の三職を置かれしより、施政漸く其の緒につき、明治元年に至りて、立法、司法、行政の三權を分ち、議定三條實美、同岩倉具視、同松平慶永、同島津久光、參與木戸孝允、同大久保利通、同後藤象二郎等をして、其の局に當らしめ給ひき。翌二年七月更に大寶の古制に准じて官制を改めらる。是より後、時時の改定を経て、明治十八年に至り、始めて現行の内閣制度の設立を見るに至れり。

版籍奉還

初め朝廷、徳川慶喜討伐の令を發し給ふや、其の領地を收めて朝廷の直轄とし、やがて萬石以下の舊幕臣の知行所約三百萬石をも收め、是等の地を府縣とし、知事を置きて之を治めしめ給へり。されど諸侯の領地は尙舊のままなるを以て

版籍奉還

王政復古の名ありて統一政治の實は未だ舉らず。參與木戸孝允、同大久保利通等之を憂へ、各其の藩主に説く所あり。二年正月薩^{津島}・長^毛・土^山・肥^鍋の四藩主連署して其の封土・人民を奉還せんことを奏請せり。是より諸藩も亦相踵いで之に倣ふに至り、此の年六月十七日朝廷遂に其の請を許し、諸藩をして悉く版籍を奉還せしめ、舊藩主を知事に任命して各藩内の政務を執らしめ給へり。此の時八府二十六縣二百六十二藩^{五月二十日現在}あり。是に於て天下の土地人民は皆朝廷に直隸し、政令大小となく、一途に出づることなれり。

諸藩既に版籍を奉還し、舊藩主新に知事に任ぜられしより、地方には府藩縣の三治並び置かれ、其の知事は何れも國家の官吏として、各其の土地人民を支配せり。されども諸藩に

ありては、因襲の久しき尙領主・領民の情實を存するのみならず、國家の要路に立てるものも、藩知事に對しては尙實際上主従の關係を有つことあり、且其の管地は往往犬牙錯綜し、或は各所に分散して、施政の不便亦少からざりき。參議木戸孝允、同大久保利通、竝びに西郷隆盛（時に鹿兒島藩大參事たる四年六月參議となる）等之を見て、一大改革を決行するの必要を悟り、廢藩置縣の爲に盡力する所あり、四年七月に至り、天皇諸藩の知事に親諭して、其の職を罷めしめ、列藩を廢して悉く縣となし、次いで大いに府縣の廢合を行ひ、全國を擧げて三府七十二縣となし給ひき。是に於て府縣の制始めて整ふ。此の後縣には時時分合廢置あり、三十二年に至りて三府四十三縣となり、以て今日に及べり。

琉球の處分

第九 内治の整頓（續き）

廢藩置縣の後、新に藩を立てたるものあり、琉球是なり。琉球は其の地西南海中に在りて、支那に近く、從來我が監督十分ならざりしかば、時時支那の政府へも朝貢したり。されど其の人民は日本民族にして、其の地は古くより我が國に屬し、殊に紀元二千二百年代の中頃（慶長年間）より薩州藩の附庸たりしこと明白なれば、明治五年朝廷琉球國王尙泰を琉球藩王となし、之を華族に列し給ふ。後十二年に至り、琉球藩を廢して沖繩縣となし、他と同一なる施政の下に置かれたり。

武家政治の廢止と共に、社會の階級其の面目を改め、風俗も亦隨ひて變更せり。明治二年版籍奉還の行はるるや、朝廷は

社會及び風俗の改良

公卿諸侯の稱を廢して悉く之を華族とし、次いで諸藩士等を士族とし、翌三年には從來苗字を有せず或は之を公稱するを得ざりし平民の一般に苗字を稱するを許し、又四年には華族・平民の互に婚を通ずること、及び華士族の農工商業に従事すること等を許し給へり。士民の散髮・脫刀も亦此の年を以て許されしが、帶刀は九年に至りて全く之を禁ぜられたり。又五年に新に文官の大禮服及び通常禮服の制を定められしより、束帶・衣冠・狩衣・直垂・上下等、の從來の禮服は唯祭服の類として存することとなれり。此の年又太陰曆を廢して太陽曆を採用し、其の十二月三日を以て明治六年一月一日とし、六年には舊來の五節句を廢し、祝日・大祭日の制を立てられたり。

地方の暴動

王政復古の後、政治上社會上諸般の改革は着着其の歩を進めしが、新舊變遷の激しき時代の常として政治上意見の相衝突すること多く、時に暴動を企つるものあり。明治六年、參議西郷隆盛・同副島種臣・同後藤象二郎・同板垣退助・同江藤新平等、征韓の議合はずして官を辭するや、江藤新平は翌七年暴動を佐賀に起して誅せられ、又九年には熊本・福岡・萩等にも暴動起りしが、何れも程なく平定せられたり。

西南の役

西郷隆盛は辭職の後郷里鹿児島に歸り、私學校を設けて子弟を教育したりしが、其の徒黨の中には當路者の所爲を悦ばずして不平を抱くもの多かりき。偶在京の警吏及び有志の士の歸り來りて動靜を偵察し、脱黨を勧誘するに及び、私學校の徒之を刺客なりと稱するものありて、激昂すること

大方ならず、十年二月遂に隆盛を擁して暴動を起せり。其の徒四萬餘に達し、勢頗る猖獗なりしが、九月に至りて全く鎮定したり。世に之を西南の役といふ。此の後暴動全く跡を絶ちて、國民治平の樂を享くるに至れり。

第十 外交の進歩

對外方針の確定

江戸幕府の末に歐米諸國と開港の約を結びし以來、之が是非につきて議論一定せず、天下其の方向に迷ふもの多かりき。王政古に復するに及びて、朝廷世界の大勢を察し、二百餘年來の鎖國主義を止め、斷然諸外國と和親するの議を決して之を天下に布告し給ひ、對外の方針ここに始めて確立せり。明治三年には公使を英吉利、佛蘭西、普魯士及び亞米利加

清國との修好と臺灣事件

合衆國に遣はして各其の國に駐劄せしめ、翌年岩倉具視を特命全權大使とし、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文等を副使として、歐米各國を巡察せしむ。此の一行は明治政府の始めての特派使節にして、其の目的は帝國の新事體を列國に紹介し、又見聞を廣くして新政の參考に資し、條約改正の希望を通ぜんとすること等に在りき。是より後、我が國人は多く海外諸國を遊歴し、或は彼の地に留學して其の文物を輸入し、能く彼が長を採りて我が短を補ひ、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシとの聖旨は次第に貫徹せらるるに至れり。

清國人は江戸時代にも絶えず來りて貿易を營みたりしかども、國際上の交通は當時未だ開けざりき。明治四年に至り

欽差全權大臣伊達宗城を清國に遣はして、修好及び通商の條約を締結せしめらる。是我が國より外國を促して條約を締結せしめたる始なり。此の年十一月琉球の民臺灣に漂着して其の生蕃の爲に殺害せられたり。是に於て我が政府は明治六年特命全權大使副島種臣を清國に遣はし、條約の批准交換を爲すに當り、兼ねて此の事件をも談判せしめしが、清國政府は生蕃を以て化外の民なりとし、且其の地は清國政權の及ばざる所なりとして之に應ぜず。翌七年乃ち臺灣征伐の舉あり。然るに清國は俄に態度を變じて蕃地をも其の領土なりと主張し、我が出兵に對して異議を唱へしにより、我が政府は大久保利通を全權辦理大臣として交渉せしむ。清國遂に我が出征の義舉たることを認め、被害民の撫恤

朝鮮國との修好

金等を辨償して事落着せり。
朝鮮半島は我が國と僅かに一衣帶水を隔つるのみなれば、其の安危は直ちに帝國の利害に繋り、我が國際事件は太古以來彼我の關係より生ずるもの最も多し。此の半島に國を建てたるもの古來少からざりしが、其の隣接せる地方には、かはるがはる強國の起るありて、之と相對峙して獨立を保つこと難かりしかば、或は我が國の保護を求め、或は大陸の強國に通じ、以て國家を維持するを常とせり。紀元二千年代の中頃に至り、李成桂の朝鮮國を建てしより、凡そ五百年の間、其の政府は常に支那の政府に依頼したりしが、亦我が江戸幕府にも通じ、將軍の代替り毎に來聘するを例とせり。されば幕府も亦常に好を朝鮮に通じ、對馬の藩主宗氏をして

世世通好の事を掌らしめたり。されども幕末に至りて兩國の交際殆ど絶えしかば、維新の初我が政府は宗氏をして王政復古の事を朝鮮に告げしめ、且屢使節を遣はして舊好を修めんとせり。然るに朝鮮政府は之に應ぜざるのみならず、我に對して頗る無禮なりしかば、我が國には之を憤るもの多く、參議西郷隆盛同副島種臣同後藤象二郎同板垣退助同江藤新平等は遂に問罪のことを主張するに至れり。征韓論即ち是なり。偶、岩倉大使の一行歸朝し、内治整頓の急務なるを説くに及び、征韓の議は遂に行はれざりき。次いで八年九月我が軍艦雲揚艦清國に赴かんとし、途に朝鮮の江華島附近に碇泊して淡水を求めんとせしに、其の守兵は不意に之を砲撃せり。政府乃ち黒田清隆を特命全權辦理大臣とし、井

北境の經營
と千島樺太
の交換

上馨を副全權辦理大臣とし、朝鮮に赴きて其の不法を詰り、兼ねて修好の事を議せしめたり。是に於て朝鮮政府其の罪を謝して我が要求に従ひ、始めて我と修好條約を締結し、釜山の外元山・仁川の二港をも開くことを約せり。時に九年三月なりき。斯くて邦人の彼の地に赴きて在留するもの漸く多く、兩國の關係次第に密接したり。

北海道の地は紀元二千百年代の初頃に松前氏の之を領せしより以來次第に開けたり。されども其の拓殖は主として西南部に止りたりしかば、露西亞人の進みて千島樺太等の經營に着手するに及び、彼我の境界分明ならざるに至れり。幕府乃ち千島に於てはウルフ島以北を放棄し、樺太に關しては屢露國に對して國境劃定の談判を試みしが、我は樺太

の南半を得んと主張し、彼は全島の領有を欲して、遂に決定に至る能はざりき。王政復古の後、北海道の經營益、其の歩を進むるに及びて、我が政府は更に樺太に於ける境界劃定の議を提出し、明治八年千島のウルブ島以北を我に收め、樺太に對する我が要求を撤回せり。

第十一 立憲政體の確立

民選議院設
立の請願

明治元年三月天皇五箇條の國是を神祇に誓ひ給ふや、其の第一條に「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣し給ひき。されば政府は公議所議院に集を開きて制度律令を議せしめ、待詔局を置きて一般人民の意見を徴し、以て着着聖旨に副はんことを力めたり。七年に至り、副島種臣、後藤象二郎、板

立憲政體の
階梯と國會
開設の大詔

垣退助、江藤新平、由利公正等は同志のものと共に政治上の團體を組織して之を愛國公黨と唱へ、又民選議院設立のこゝとを建白せり。

然るに政府は漸進の主義を執り、時尚早しとして此の建議を採用せざりしが、翌八年元老院を設けて立法の源を廣め、大審院を置きて審判の權を鞏くし、又地方官會議を開きて民情を通じ、以て立憲政體を立つるの階梯となせり。西南の役終るに及びては、政府と意見を異にするが爲に干戈に訴ふるが如きこと殆ど跡を絶ちしが、平和の手段によりて其の主張を貫徹せんとするもの漸く起り、十三年に至りては、國會の開設を請願するものも續續として出來れり。是より新聞雜誌の上にて政治を論議するもの頗る多きを加へ、政

内閣制度の
創立

黨も亦隨ひて起れり、是より先、政府も亦既に十一年を以て先づ府縣會規則を發布して地方議會を起せしが、十四年には、天皇詔を下し二十三年を期して國會を開設すべきことを宣し給へり。

國會開設のこと決するや、翌十五年政府は其の準備の爲に參議伊藤博文を西洋に遣はして各國の制度を視察せしめ、十八年に至り大いに官制を改革して内閣制度を創立せり。即ち太政大臣、左右大臣、參議等の官を廢して、新に内閣總理大臣及び外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の各大臣を置き、相共に内閣を組織して、至尊を輔弼し奉るの任に當らしめたり。宮中には別に内大臣、宮内大臣あり。此の時太政大臣三條實美、内大臣に任ぜられ、伊藤博文内閣總理大

地方自治制
の實施

憲法發布と
帝國議會の
開設

臣兼宮内大臣に任ぜられたり。

次いで二十一年政府は地方共同の利益を發達せしめ國民の幸福を増進せしめんが爲に、隣保團結の舊慣を擴張して、市制、町村制を發布せり。此の法律は翌二十二年より漸次實施せられ、地方自治の制ここに確立せり。

二十二年、天皇紀元節の日を以て國民歡呼の聲の中に憲法發布の大典を挙げ給ひ、同時に皇室典範をも制定して、皇位及び皇族等に關する事項を定め給ひき。翌二十三年十一月始めて憲法の規定により帝國議會を東京に召集し、天皇親臨して開院の式を舉行し給へり。是に於て立憲政體の實始めて備れり。

明治十五年
朝鮮京城の
變

第十二 朝鮮の扶植と明治二十七八年戰役

明治九年我が國が朝鮮と始めて修好條約を締結せしは、他に率先して其の獨立を認めたるが爲なりき。其の後公使花房義質を京城に駐劄せしめて國交の事に當らしめ、朝鮮亦我が陸軍士官を聘して其の衛兵を訓練せしむるなど、兩國の關係漸次親密に赴けり。然るに十五年京城に於て朝鮮兵の暴動あり、我が公使館は之が爲に燒かれ、我が士官は之が爲に害せられたり。公使乃ち難を避けて長崎に歸り、變を東京に急報せり。是に於て我が政府は朝鮮政府に嚴談して、償金を出し、謝罪使を我が國に遣はし、且我が兵の京城に駐屯するを認むべきこと等を約せしめたり。

明治十七年
京城の變と
天津條約

朝鮮政府は此の約に従ひ朴泳孝等を謝罪使として我が國に遣はし、我が政府は兵を遣はして公使館を護衛せしめき。當時朝鮮に二黨派あり。一は事大黨にして清國に隸屬せんとし、一は獨立黨にして我が國に頼りて獨立を固くせんとし、互に相爭へり。清國は袁世凱等を遣はして兵を京城に駐め、事大黨を助けて其の國事に干涉せしめたり。獨立黨の首領たる金玉均、朴泳孝等は尋常の手段を以て國政を改革するの難きを察し、十七年十二月不意に起りて反對黨の大臣等を宮門に要し之を殺害せり。此の時我が公使は兵を率ゐて王宮を護衛したりしに、清國兵來り襲ひ、朝鮮兵も亦之に合して遂に復我が公使館を燒き、我が士官を殺すに至れり。是に於て獨立黨の計畫全く破れ、金玉均、朴泳孝等は何れも

我が國に逃れ來れり。翌年朝鮮政府は此の變亂に關して罪を謝し、又我が被害民の爲に賠償金を出すべきこと等を約せり。此の事變たるや、もと清國にも關係する所多かりしかば、我が國は清國と議して將來の禍根を絶たんとし、特に伊藤博文を特派全權大使として清國に遣はし、李鴻章と天津に會して、兩國各駐韓の兵を撤し、若し必要ありて出兵する場合には、先づ互に通知すべきこと等を約せしめたり。之を天津條約といふ。

東學黨の亂
と日清の開
戦

斯く朝鮮は、外には日清兩國の間に在りて國情頗る困難なるが上に、内には國政紊亂し、誅求亦甚だしかりしかば、二十七年、東學黨の徒遂に内亂を起せり。其の勢甚だ猖獗にして、朝鮮政府自ら之を平ぐる能はざりき。是に於て清國は屬邦

の難を救ふと稱して、直ちに兵を朝鮮に送り、天津條約に基づきて之を我が國に通牒せしかば、我が政府も亦在留民保護の爲に出兵せり。斯くて日清兩國協力して、朝鮮の弊政を改め、禍根を絶ちて永く東洋の平和を保たんとことを交渉せしに、清國は之に應ぜざるのみならず、擾亂既に鎮定せりと、の故を以て我が兵の撤回を求め、自ら大兵を擁して我を威壓せんとするに至れり。されば我が政府は獨力朝鮮を扶けて其の獨立を固くせんとし、兵を以て王宮を護衛し、公使大島圭介をして其の旨を國王に奏せしめたり。此の際清國は更に大兵を朝鮮に送らんとし、之を運送船に載せて七月二十五日豊島沖に來りしに、偶、其の軍艦も亦到り、我が軍艦と遇ひて砲撃を開始す。我が艦乃ち之に應戦して其の運送船

を撃沈し、軍艦一隻を撃破し、他の一隻を捕獲せり。日清兩國の戦端ここに開け、天皇宣戦の大詔を下し給ふ。實に明治二十七年八月一日なり。

第十三 朝鮮の扶植と明治二十七八年

戦役（續き）

陸海軍の全勝

豊島沖の海戦の後數日を経て、我が陸軍は清兵と成嶽に戦ひ、之に勝ちたり。八月二十六日我が國は朝鮮と同盟の條約を結び、九月十五日我が大元帥陛下は大本營を廣島に進めて親しく軍務を統べ給ふ。此の日恰も陸軍中將野津道貫第一軍の一部を率ゐて、清國兵の據守せる平壤を攻め、戦鬨翌朝に涉りて之を陥れたり。次いで我が第一軍は、陸軍大將山

下關條約

縣有朋統率の下に、朝鮮より鴨綠江を渡りて遼東に進入せり。又陸軍大將大山巖は第二軍を率ゐて直ちに金州半島に上陸し、海軍と力を協せて一舉旅順の要塞を陥れたり。又我が艦隊は海軍中將伊東祐亨之を率ゐ、九月十七日敵の北洋海軍と黃海に激戦して、其の三隻を沈め、一隻を破壊し、其の他の諸艦にも大損害を與へたり。次いで二十八年二月陸海兩軍力を協せて敵海軍の根據地なる威海衛を陥るるに及び提督丁汝昌は力竭きて自殺し、北洋海軍の殘艦は遂に我に降れり。斯くて我が軍は破竹の勢に乗じて將に北京に逼らんとし、別に陸軍の一支隊と艦隊の一部とは南に向ひ、間もなく澎湖島を占領せり。

清國は戦争を繼續するの不利なるを悟り、李鴻章等を我が

國に遣はして和を請はしめしかば、我が政府は内閣總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光を全權辦理大臣となし、李鴻章等と下關に會見せしめたり。斯くて談判の末、清國は遂に明かに朝鮮の獨立を認め、又遼東半島、臺灣及び澎湖島を我に割讓し、銀二億兩^てを出して我が軍費を賠償すること等を議定し、講和條約を締結せり。之を下關條約といふ。時に明治二十八年四月十七日なり。

三國の干涉

兩國交戦の間は、諸外國皆局外中立を守りたりしが、講和の約成るに及び、露獨佛の三國は相提携して我が國が遼東半島を領有するを以て東洋永遠の平和に害ありとし、之を清國に還付せんことを勸告せり。是に於て我が政府は内外の情勢に顧みて其の勸告を容れ、清國は其の辨償として銀三

朝鮮の獨立

千萬兩を我が國に支拂ひたり。朝鮮は曩に我が國が其の獨立を認めし後も、尙時に清國に依頼して、其の干涉を脱する能はざりき。然るに今や下關條約成り、清國も十分其の獨立を承認するに至りしを以て、朝鮮國王は深く我が厚誼を謝し、我も亦益、其の獨立の實を擧げしめんことに盡力せり。斯くて三十年に至り、朝鮮は國號を韓と改め、國王新に皇帝の位に即きて光武と改元せり。

第十四 法典編纂及び條約改正

維新の初諸藩版籍を奉還し、海内の施政一に歸するや、政府は法律を統一するの急を認め、先づ刑律の編成に着手せり。此の時天皇特に詔して、法を定むるは寬恕を旨とせしめ給

新律綱領と
改定律例

諸法典の完成

ふ。明治三年に至りて新律綱領成る。五年更に廣く西洋諸國の法律を參酌して、新律綱領の不備を補ひ、翌年に至り改定律例を頒布す。是に於て刑法其の體を具ふるに至れり。然れども維新後の政治日に新にして、社會の進歩最も著しく、外國との關係漸次複雑となるが故に、法律も亦周備を期せざるべからず。されば政府は九年に至り刑法民法治罪法等の編纂に着手し、成るに隨ひて先づ刑法治罪法を頒布し、十五年を以て之を施行せり。是より後、此の刑法は四十一年に新刑法の實施せらるるまで、治罪法は二十三年に刑事訴訟法の實施せらるるまで、並びに存続したり。又民法は特に鄭重なる審議を加へ、三十一年七月を以て愈之を實施せり。現行民法即ち是なり。民法と相前後して、政府は商法の編纂

舊條約の不完全と其の修正の着手

にも着手し、其の一部は早く之を施行せしが、三十二年に至りて愈、其の全部を實施せり。現行商法即ち是なり。此の外、裁判所構成法民事訴訟法刑事訴訟法其他各種の法律も漸次實施せられ、二十三年より三十一二年の頃に至るまでに、我が法典はほぼ完成せり。而して時勢の進歩は更に刑法の改正を促し、四十一年に至りて新刑法の實施を見たり。是に於て我が法典完備するに至れり。

法典の編纂は我が明治政府の一大事業にして、常に國民をして各其の堵に安んずるを得せしめたるのみならず、條約改正問題の解決にも、亦至大なる關係を有したり。抑、舊來の條約には、關稅權の制限、治外法權の規定等、我が國の利益を損じ面目を害する條項少からざりき。されば斯かる不完全

なる條約を改正して國際上彼我對等の地位に達せんことは明治政府の夙に意を注ぎし所にして、明治四年に特命全權大使岩倉具視の一行が歐米諸國を歴訪したるも、其の目的の一はここに在りき。其の後征韓論の爲に參議西郷隆盛以下一同袂を連ねて辭職せしことなどあり、次いで征臺の役、佐賀、鹿兒島等の事變前後相繼ぎ、國內多事なりしにも拘らず、政府は常に銳意條約の改正を企てたり。十五年に至り各條約國の同意を得て條約改正の豫備會議を開き、十九年始めて第一回の本會議を開けり。爾來議を経ること二十餘回なりしが、進行意の如くならず。三十一年に至り、列國會議の法によらず、國別に談判を開き始めて逐次之が調印を見るに至りき。然るに契約の條項中に外人を我が法官として任

用する等の事ありしかば、是國權を毀損するものなりとて反對の聲朝野の間に沸騰し、改正の事復頓挫せり。されども先年來銳意從事したりし各種法典の編纂は着着として其の功を終へ、二十三年に至りては、其の公布せられたるもの少からず。帝國議會亦始めて此の年を以て開かれ、我が國は東洋唯一の立憲國となり、我が國情亦漸く彼等の間に了解せらるるに至れり。されば條約改正の談判もここに至りて交渉昔日の如く困難ならず。二十七年日清開戰の頃、英吉利國先づ我が提議に同意し、諸外國亦引續きて之に倣ひ、三十二年より改正條約を實施せり。然るに關稅權の一部尙未だ對等ならざりしが、四十四年以來更に亞米利加との條約を始め、其の他諸外國との條約も相踵いで改正せられたれば、

我が國は全く諸外國と對等の地位を占むるに至れり。

第十五 明治三十三年清國事變と日英同盟

清國內に於ける諸外國の勢力

明治二十七八年戰役の局を結ぶや、露西亞は講和談判に干渉して遼東半島を還付せしめ、やがて其の報酬として清國より幾多の特權を得たり。其の中にも西比利亞鐵道に接續して清國領地内に東清鐵道を敷設するの權を得たるが如きは最も注目すべきものなりとす。獨逸は又明治三十年に同國の宣教師が清國の暴民に殺害せられたるに當り、突然膠州灣を占領したりしが、翌年遂に清國政府より償金を收め膠州灣を租借し、又此の地方に關する種種の權利をも獲得せり。是に於て露西亞は更に清國に逼りて旅順大連及び

義和團匪の暴動

其の附近一帯の地を租借し、又哈爾濱より旅順大連に至るまで南滿洲を縱斷して東清鐵道の支線を敷設し、其の附近の鑛山を採掘するの權利を得たり。されば英吉利は東洋に於ける列國權力の平均を失はんことを恐れ、清國と約して、旅順の對岸なる威海衛及び其の附近の地方と、香港の對岸なる九龍半島の領有地に接續せる地域とを租借し、次いで佛蘭西も亦廣州灣を租借せり。かくの如く、西洋諸強國は清國を壓迫して各多大の權利を得、又は得んとするに至りしかば、三十一年我が國も亦清國政府に交渉して、臺灣の對岸なる福建省を他に割讓せざるべき旨を約せしめたり。清國政府が是等諸外國の要求を拒絶する能はざるに及び、清國人一部の排外思想は急に増進して、義和團匪の暴動を

見るに至れり。三十二年團匪は山東省に蜂起し、保清滅洋の旗を翻して歐米の宣教師を襲ひ、基督教會堂を毀つ等、暴行を逞しうせり。然るに清國政府は之を制止する能はざりしかば、暴徒の勢益猖獗にして、翌三十三年には鐵道を破壊し、天津の諸外國人居留地を攻撃し、遂には官兵亦之に投じて北京なる各國の公使館を包圍し、我が公使館員及び獨逸公使を殺害するに至れり。

列國聯合軍の活動

是に於て大沽沖に碇泊せる列國軍艦は大沽の砲臺に逼り、我が海軍陸戰隊先登して之を陥れたり。次いで救援の爲に我が國より派遣せる陸軍の到着するに及び、我が軍は列國聯合軍の中堅となりて北京に向ひ、遂に公使館の急を救ふを得たり。此の時、清國皇帝及び西太后は遁れて西安府に向

露國兵の滿洲占領

ひしが、やがて清國は列國と談判し、其の巨魁を罰し、償金四億五千萬兩を拂ひ、我が國及び獨逸に謝罪使を遣はすこと等を約して局を結べり。世に之を北清事變といふ。義和團匪の起るや、滿洲に在る清國兵之に應じて在留の露國人を襲撃せり。されば露國は此の機に乘じ、兵を滿洲に出して之を占領したりしが、團匪の事局を結ぶに及びても、尙兵を撤せず、且韓國をも威壓せんとするの勢を示せり。

日英同盟

抑、清韓兩國の領土を保全し、其の門戸を開放せしむることは我が國と英國と多年其の所見を同じくせる所なりき。然るに東亞の形勢動もすれば此の主義を危くし、延いて東洋平和の維持を困難ならしむべき處あるにより、三十五年一月を以て我が國は英國と同盟を結び、清韓兩國の領土を保

全し、且他の二國以上連合して東洋に於て同盟國の一と開戦する場合には、他の一は之を援助すべきことを約せり。

第十六 明治三十七八年戦役

日露間の交渉

露國は清國に對して滿洲在留の兵を撤去せんと約しながら、期に至りても尙約を果さざるのみならず、却つて益、經營の歩を進め、又盛に旅順の要塞を修築し、海陸の軍備を増大し、遂には韓國をも威壓するに至れり。滿洲にして一朝露國の有となり、韓國の保全難きに至らんか、直ちに我が國の安危にも影響すべく、東洋の平和は竟に保つべからざるなり。我が政府は乃ち妥協に依りて此の問題を解決せんとし、公平穩和の條件を以て交渉せしが、露國は我が誠意に對し相

日露の開戦

當の答を爲さず、言を左右にして時日を遷延し、其の間絶えず陸海兩軍を増派し、其の整備するを待ちて、我が提議を拒絶せんとする情勢あり。されば我にして尙交渉に時日を費す時は、終には救ふべからざるに至らんとするを以て、政府は已むを得ず國交を斷絶するの旨を露國に通知せり。是實に明治三十七年二月六日の事なり。國交已に斷絶せり。是に於て我が聯合艦隊は海軍中將東郷平八郎統率の下に二月九日敵艦を旅順口外に襲撃して、大いに之を破れり。此の日聯合艦隊の一支隊も亦陸兵を擁護して韓國に到り、露艦と仁川港外に戦ひて之を破れり。兩國の戦端ここに開け、翌十日を以て、天皇宣戰の大詔を下し給へり。

是より後我が聯合艦隊は連續不斷の攻勢を取りて旅順の敵を壓迫し、敵の司令長官海軍中將マカロフを殲し、屢港口の閉塞を試みて敵の膽を寒からしめ、又陸軍を護送して之を敵地に上陸せしめ、五月二十六日には遂に旅順附近一帯の沿岸の封鎖を宣告せり。次いで八月十日敵艦隊の主力の浦潮斯德艦隊に合せんとして旅順口を脱出するや、我が艦隊は黃海に遼へ撃ちて大いに之を破りしかば、敵艦散亂して或は中立港に入り、或は樺太に逃れて沈没せしが、大部分は再び旅順に歸還するに至れり。是より先、浦潮斯德なる敵艦隊は我が海軍の虚を窺ひて屢、近海に出没し、我が運送船を砲撃せしかば、沿海の人心頗る動搖せり。然るに八月十四日海軍中將上村彦之丞第二艦隊を率ゐて敵の南下するを

蔚山沖に遼へ撃ち、其の一艦を沈め、他艦にも大損害を與へたり。東洋の海上權是に於て全く我が海軍の掌中に歸したり。陸軍にありては、陸軍大將黒木爲楨第一軍を率ゐて韓國内に在りし露兵を驅逐し、五月一日鴨綠江に戦ひて、先づ第一戦の勝利を得、進みて敵軍を北方に壓迫せり。次いで第二軍は陸軍大將奥保章之を率ゐて遼東半島に上陸し、五月二十六日南山の敵を撃退して旅順の咽喉を扼せしが、第三軍の來りて旅順の攻圍に任ずるに至り、更に北に轉じて南下せる敵軍を大いに得利寺附近に破り、進みて遼陽に向ふ。此時陸軍大將野津道貫は又第四軍を率ゐて進み、同じく遼陽方面に逼れり。

滿洲軍總司令部の設置と遼陽沙河の激戦

斯く戦局の發展するに隨ひ、天皇滿洲軍總司令部を置きて元帥陸軍大將大山巖を總司令官とし、陸軍大將兒玉源太郎を總參謀長に任じ、滿洲に赴きて陸軍の軍務を督せしめ給ふ。是より我が諸軍は齊しく敵を遼陽方面に壓迫し、八月三十日より激戦六日に涉りて遂に遼陽を占領し、十月更に大いに敵を沙河に破りて、之を北方に潰走せしめたり。

第十七 明治三十七八年戦役（續き）

旅順の陥落

旅順要塞の攻圍に任じたる第三軍は陸軍大將乃木希典^{のぎまね}之を率ゐ、敵の前進部隊を撃破して旅順の要塞に逼れり。されども敵が難攻不落と恃める堅城のことなれば、我が軍惡戦苦闘を重ね、以て漸次に其の堅壘を破壊せしが、未だ遽に之

を陥るに至らざりき。然るに此の時敵のバルチック艦隊は本國を發して東航の途に在り、我が海軍は之を邀ふる準備の爲め、永く旅順の封鎖を繼續する能はざるの事情ありき。されば攻圍軍は更に兵力を増し、猛烈なる攻撃を試みて、十一月の末に至り、遂に二百三高地を占領せり。是より我が軍は觀測所を此の高地に設けて、敵の本營及び港内の軍艦を射撃し、殘餘の敵艦隊を全滅し、次いで攻圍軍は更に逼りて有力なる砲臺を陥れ、敵の本防禦線を破りしかば、敵將陸軍中將ステセルは遂に城を開きて出降れり。實に明治三十八年一月一日なり。是に於て上下舉りて相慶し、國民の意氣大いに揚る。

旅順要塞の陥落するや、攻圍軍は鋒を轉じて北の方滿洲軍

奉天の大戦

に加り、陸軍大將川村景明^{かげあき}鴨綠江軍を率ゐて亦之に合し、共に奉天に逼れり。此の時我が兵約四十萬、敵は更に新來の兵を加へて、其の數約六十萬に達し、戦線約四十里に涉れり。敵の總司令官陸軍大將クロバトキンは此の大軍を擁し、必勝を期して奉天を固守せしが、我が諸軍三面合撃して遂に復大いに之を破り、敵を擒にすること數萬の多きに及べり。此の役は實に曠古の大戦にして、彼我百萬の軍一野に會し、敵は連敗の恥を此の一舉に雪^{はら}がんとして、最も頑強に抵抗せしが、我が軍勇戦奮闘十六日の久しきに及び、遂に能く此の大捷を得たるなり。三月十日全く奉天を占領し、勝に乗じて敵の殘兵を遠く鐵嶺方面に驅逐せり。捷報到るに及びて國民の元氣益振ふ。

日本海の決戦

東郷平八郎
三十七年八月
十六日
大津に在りて
戦死

是より先、露西亞は、三十七年十月バルチック艦隊を出發せしめ、遂に東洋に向はしめしが、回航頗る遷延し、三十八年五月下旬に至り始めて我が近海に現れたるの報あり。海軍大將東郷平八郎乃ち聯合艦隊を率ゐて之を對馬海峡に邀へ、五月二十七日愈、敵艦の見ゆるに及び、皇國の興廢此の一戦にあり、各員一層奮勵努力せよとの信號を傳ふ。是に於て將卒皆勇奮して激戦兩日に涉り、遂に大いに之を破る。此の役敵艦の撃沈せられしもの十九隻、捕獲せられしもの五隻に及び、逃るを得たるものは僅かに數隻に過ぎず。敵の艦隊司令長官海軍中將ロゼストウンスキーは負傷して捕虜となり、之に代れる司令官海軍少將ネボガトフは我に降れり。抑、敵の艦隊は殆ど露國海軍の全力を擧げたるものにして、由

樺太の占領

りて以て東洋に於ける海上權を回復し、戰機を一轉せんと試みたるものなりき。然るに今や我が國は世界海戰史上に空前なる此の大勝利を得しかば、上は天皇の御稜威を頌し、下は將卒の忠勇を讃し、國民歡呼の聲都鄙に溢れたり。此の年七月我が別軍樺太に向ひ、夫いで全島を占領せり。

平和條約の締結

第十八 戦後の經營と韓國の併合

是より先、米國大統領ルーズベルトは日露の交戰久しきに涉りて尙未だ止まざるを憂へ、日本海海戰の後、日露兩國の政府に對して講和を勸告せり。兩國政府各其の忠告を納れ、我が政府は外務大臣小村壽太郎特命全權公使高平小五郎を全權委員とし、露西亞の全權委員ウ井テローゼンの二人

樺太及び租借地の經營

と米國のポーツマスに會して談判し、平和條約を締結せしむ。其の重なる條項は露國をして我が國が韓國に於て政事上、軍事上、經濟上卓絶なる利益を有することを承認せしめ、樺太の北緯五十度以南を我に割讓せしめ、又旅順、大連及び其の附近一帯の租借權と長春以南の鐵道並びに其の沿道の炭坑等に關する特權とを我に讓與せしむること等となす。九月五日條約の調印成り、兩國の平和ここに舊に復したり。

平和克復の後、我が政府は樺太に政廳を開き、關東州に都督府を設けて、各其の政務を統べしめ、又旅順口には鎮守府を置き、其の方面の海防に當らしめたり。夫いで又南滿洲鐵道會社の設立ありて、滿洲なる鐵道及び其の沿道の鑛山等

韓國の保護

を經營することとなれり。
初め日露兩國の戦を交ふるに當り、我が國と韓國とは日韓議定書を以て利害共通の主義を固くしたり。其の後二回の協約を重ねて韓國を我が保護國とし、其の帝室の安全を保障し、其の外交權を收め、やがて統監府を置きて事に當らしめたり。四十年七月、韓國皇帝位を皇太子に譲るに及び、更に日韓協約を擴張し、韓國政府は施政の改善に關して統監の指導を受くべきこと、及び邦人を韓國官吏に採用すべきこと等を定めて、益保護の實を擧ぐることとせり。十月天皇、皇太子嘉仁親王をして親しく韓廷を訪ひて親交を重ねしめ給ひ、次いで韓廷は其の皇太子を我が皇室に託して東京に留學せしむるに至り、兩國の關係益親密となれり。

清國領土の保全

日露の戦終りて後、我が國は戦時中占領したりし滿洲の地を清國に還付し、露西亞も亦約に従ひて撤兵せり。是に於て清國は自ら其の政令を滿洲に布くに至り、北清事變以來の難問題は全く解決せられて、清國領土を保全するの目的はここに始めて達せられ、日清兩國の關係も隨ひて益親善を加へたり。

日英同盟の擴張と日佛日露の協約

三十八年日露の平和將に克復せんとするに當り、日英兩國は時勢に鑑みて更に其の同盟條約を擴張し、兩國攻守相援くべきことを約せり。次いで四十年我が國は佛蘭西露西亞の二國と協約を結び、又翌年亞米利加合衆國とも外交文書を交換し、更に四十三年七月に至り再び露西亞と協約して、それぞれ親交を重ね、永く東洋の平和を確保すべきことを

韓國の併合

期せり。

我が國の力を盡して韓國施政の改善を圖りしより、其の成績漸く顯れしかど、韓國民衆中には尙我が誠意を解せず、動もすれば暴動を企つるものありて形勢穩ならざりしかば、天皇深く宸襟を悩ませられ、韓國皇帝と共に事態を察し給ひ、四十三年八月永久に韓國を併合することとし給へり。天皇乃ち前の韓國皇帝を冊して王となし、後嗣をして永く相繼承せしめ、待つに皇族の禮を以てし、又朝鮮總督府を置き、て政務を統べしめ給へり。是に於て政令半島に洽く、新附の民衆亦皇澤に浴することを得たり。

明治天皇の崩御と今上天皇の踐祚

韓國既に併合せられて東洋に於ける禍亂の淵源はここに絶たれ、東洋の平和更に其の基礎を固くせり。偶四十五年七

月天皇御病を以て崩じ給ひ、今上天皇^{第一百二十代}即ち寶祚を踐

み一世一元の遺制によりて元を大正と改め給ひ、勅して祖宗の宏謨に違ひ憲法の條章に由り、以て先帝の遺業を失墜せざらんことを期すとのたまへり。

第十九 人文の發達と軍備の整頓

西洋文物の輸入と國粹の保存

王政復古の後、政府は舊來の陋習を廢して我が國固有の美風を復興するに力めたりしが、又世界の大勢に鑑み、諸外國と和親するの方針を執りしより、銳意西洋の文明を導きたり、之が爲に一時は西洋の事物を模倣すること度に過ぐるの嫌なきにあらざりしが、國粹保存の論起りて、漸く其の調和を得、我が長所は益之を發揮し、彼の勝れる所は躊躇せず

教育

之を採用せり。されば人文は日に就り月に將みて、教育實業等萬般の事項頗る其の面目を改めたり。教育は明治五年に學制の頒布ありしより、普通教育次第に普及して、今や邑に不學の戸無く、家に不學の人無きの盛況を呈し、高等普通教育等も亦益、進歩せり。又専門の教育には、帝國大學を始として、官公私立の各種専門學校相踵いで起り、其の設備も漸次整頓するに至れり。明治二十三年十月三十日天皇教育に關する勅語を下し給ふ。此の勅語は十五年に軍人に下し給ひし勅諭及び四十一年の戊申詔書と共に國民の常に最も服膺すべきものなりとす。

實業慈善事業等の進歩及及び萬國同盟加入

教育の普及と共に農工商業次第に進歩し、海に陸に運輸交通の機關亦發達して、國民の之が爲に利便を増すこと甚だ

國防

多し。又博愛慈善に關する團體相次いで起り、不幸なる同胞の之によりて慰安救済せらるるもの少からず。中にも赤十字社はもと西南の役に際して起りたりし博愛社の發達せしものにして、其の事業最も觀るべし。十九年に我が政府が萬國赤十字條約に加盟するに及び、社名を日本赤十字社と改めしが、日清日露の兩戰役の際に、我が傷病兵の之が救護を受けたるは固より、敵の傷病兵にありても之が恩惠に浴したるもの甚だ多かりき。此の赤十字同盟の外にも、我が政府は學術其の他諸般の事に關して、萬國の同盟に加入すること多く、世界一般の進歩に後れず、東西共通の利益を増大することを力めたり。

人文かくの如く發達すると共に、是等諸外國と伍を同じく

して對等の地位を保たんには、國防の事亦益、整頓を要す。明治六年に徴兵令實施せられ、海内皆兵の制行はれしより以來、國家の進運と世界の情態とに鑑みて、軍備は漸次に擴張せられたり。二十五六年の頃まで僅かに七箇師團の陸兵と約六萬噸の軍艦とあるに過ぎざりし我が陸海軍は、日清、日露の兩戰役を経て、今や陸には十九箇師團の設あり、海には五十餘萬噸の艦艇を有するに至り、要塞、軍港等亦何れも整頓したり。斯く國防の事漸く備り、内人文の發達と相俟ちて、外能く其の侮を禦ぎ、以て東洋の平和を保障し得るに至れり。

第二十 總括

建國より王
政復古に至
る概説

神代は遼遠なり、されども天祖天照大神が皇孫に此の國土を授け給ひて、寶祚の天壤無窮ならんことを勅し給ひしは、炳として日星の如し。顧みれば神武天皇が此の神勅の御趣意を遵奉して大和地方を平定し、始めて即位の禮を挙げ給ひしは、今より二千五百餘年の昔に在り。其の後列聖相承けて國利民福を増進せんことを圖り給ひ、億兆均しく其の德澤を被れり。然れども時久しうして、變自ら生じ、權臣蘇我氏專横を極め、皇威漸く輕からんとす。是に於て藤原鎌足慨然として之を救はんとするの志を懷き、中大兄皇子を輔けて遂に大化の改新を成就し、大いに皇威を振興せしめ奉れり。改新の要點は從來豪族等の私有したりし土地人民を朝廷に收むるにありて、其の跡明治維新後の版籍奉還の事と甚

だ相似たり。是より後、藤原氏次第に隆盛に赴き、奈良時代を
經、平安時代の中頃となりては、遂に政權を擅にするに至り、
皇威復漸く衰へ、地方の政治墮ひて素れ、以て天下の禍亂を
致せり。源賴朝武門より起りて海内を平定し、幕府を鎌倉に
開くに至り、萬民其の堵に安んずるを得たりしが、幕府擅權
の端亦ここに發し、是より天皇虛器を擁し給ふこと約七百
年の久しきに及べり。其の間武家政治にも亦興廢ありて、一
たびは王政の古に復せしこともありき。建武中興是なり。室
町時代の中葉以後となりては、幕府の威權も漸く衰へ天下
大いに亂れて、皇室亦更に衰微の極に達せり。織田信長豊臣
秀吉相踵いで出でて擾亂を平定するに及び、秩序太いに回
復せられ、次いで徳川家康其の後を承けて江戸幕府を開き、

以て二百六十餘年間の太平を致すを得たり。然れども政權
尙依然として武將の手に在りて、天皇の大權は殆ど行はれ
ざりき。然るに國史の研究起り、國民漸く我が皇室の尊嚴に
して國體の優秀なることを知るに及び、尊王の大義を論ず
るもの次第に多く、武家政治の非を鳴らすの聲は當時の施
政を難ずるの聲と相和し、遂に王政復古の大業を興起せし
むるに至れり。

明治の維新は實に未曾有の一大變革なり。武家政治は王政
の衰ふると共に徐徐に起りしものなれども、王政復古は之
に比すれば寧ろ短時期の間に行はれたり。之が爲に生命を
犠牲に供したるもの固より甚だ多かりき。而も此の變革の
性質の重大なるに比ぶれば、又寧ろ流血の慘を見ること少

かりしと謂ふべし。其の後、尙朝旨を誤解せるものありて、爲に一時奥羽地方に兵亂の不幸を見たりしが、其の禍甚だしからずして鎮定し、次いで諸藩皆祖先以來領有したりし土地、人民を奉還し、廢藩置縣の大事も引續きて容易に行はれたり。かくの如きは、古今東西の歴史上に其の類例を見ざる所なりとす。

日清日露の
兩役と韓國
併合

朝鮮半島は其の地我が國に近接して唇齒輔車の關係あり。然るに數十年來韓國の政治紊亂して、内に暴民の屢蜂起するあり、外に清露兩國の壓迫を加ふるありて、半島の形勢動搖極まりなく、將來の國運豫知し難きものありき。半島にして亂れんか、若しくは他の強國の有とならんか、其の禍忽ち我が國に波及して、東洋の平和亦希求すべからず。是實に日

國民の覺悟

清日露二大戰役の已むべからざりし所以にして、又韓國を併合するに至りたる所以なりとす。

かくの如くにして、我が國は實に空前の榮譽ある地位に到達したり。是勿論聖徳の宏大なるに由ると雖も、亦臣民相共に國家の大義を覺悟し、堅忍不拔一定の目的に向ひて進みたる結果なりとす。殊に日清日露の戰役に際しては、我が將卒各忠勇の精神を發揮し、國民一致之が後援に力め、遂に能く敵軍を到る處に擊破し、異彩ある國史の成跡をして更に一層の光輝を増さしめたり。然れども前途は尙遠く國民の責任は更に其の重きを加へたり。されば將來の國民たるものは能く是等成功の事情を明かにして、愈其の智徳を増進し、各自其の本分を守りて、益國家の富強を圖り、以て更に大

いに帝國の勢威を世界に耀かし、列聖海嶽の洪恩に報い奉らんことを期せざるべからず。

高等小學日本歴史第三學年用終

附錄

年表

(注意)

明治五年以前は總べて太陰曆により明治六年以後は太陽曆に従ふ。
 明治五年以前は總べて太陰曆により明治六年以後は太陽曆に従ふ。
 明治五年以前は總べて太陰曆により明治六年以後は太陽曆に従ふ。

紀元	天皇	年 月 日	摘 要
一九五	九 後宇多天皇	建 治 元 年	(伊太利人マルコ・ポーロ元に来る 西曆一)
二〇六	七 後村上 天皇	正 平 二 十 三 年	(明の太祖即位す)
二〇八	六 後龜山 天皇	元 中 九 年	(李成桂朝鮮國を建つ)
二〇九	五 後小松 天皇	應 永 八 年	足利義滿使を明に遣はす 西曆一
二一〇	四 後土御門 天皇	明 應 元 年	(伊太利人コロンブス西航して西印度諸島に達す、亞米利加洲發見 西曆一)
二二六	同	同 七 年	(葡萄牙人バスコ・ダ・ガマ印度への航路を開く 西曆一)
二三三	二 後奈良 天皇	天文十二年八月二十五日	葡萄牙の商船種子島に来る
二三九	同	同 十 八 年	宣教師西班牙人フランソワ・ザビエール鹿兒島に来る
二三八	一 正親町 天皇	永 祿 元 年	(露西亞西比利亞の經略に着手す 西曆一)
二三五	同	同 八 年	(西班牙人フィリピン群島を取る 西曆一)

三三八	〇五 正親町天皇	永祿十年九月二日	織田信長足利義昭を奉じて京都に入る 是より後信長漸次近畿地方を平定す
三三九	同	天正十年六月二日	明智光秀信長を弑す
三四〇	同	同	大友有馬大村の三家使節を羅馬法王の許に遣はす
三四一	〇六 後陽成天皇	同十八年七月六日	北條氏滅ぶ
三四二	同	文祿元年三月一日	朝鮮征伐の軍京都を發す
三四三	同	慶長三年八月十八日	豊臣秀吉薨す、次いで朝鮮の役罷む
三四四	同	同五年九月十五日	關原の戰
三四五	同	同八年二月十二日	德川家康征夷大將軍に任ぜらる
三四六	同	同十年三月四日	朝鮮の使者來りて家康に伏見に見ゆ、朝鮮との交通再び開く
三四七	同	同十四年四月五日	家康退隱し子秀忠征夷大將軍に任ぜらる
三四八	同	同十七年三月五日	島津家久琉球を伐ち國王尙事城を開きて降を請ふ
三四九	同	同十八年八月二日	和蘭人に通商を許す
三五十	〇七 後水尾天皇	同十七年三月五日	切支丹宗を禁す
三五一	同	同十八年八月二日	英吉利人に通商を許す
三五二	同	同十九年九月十五日	伊達政宗家臣支倉六右衛門等を羅馬に遣はす
三五三	同	同二十年四月十七日	再び切支丹宗の禁令を嚴にす
三五四	同	元和二年四月十七日	家康薨す

三三八	同	同	（愛親覺羅努爾哈赤皇帝の位に即く 清の ）
三三九	〇八 明正天皇	同九年七月二日	秀忠退隱し子家光征夷大將軍に任ぜらる
三四〇	同	寛永九年正月二日	秀忠薨す
三四一	同	同十年二月二日	重ねて切支丹宗嚴禁の令を發す 是より後數回禁令を重む
三四二	同	同十四年十月五日	島原の亂起る、明年二月二十八日に至りて平く
三四三	〇九 後光明天皇	同二十年	（露西亞國の探險隊黒龍江の上流に達す）
三四四	同	正保元年	（清都を奉天より北京に遷す 此の時明其の辭を保つこと僅かに十七年 ）
三四五	同	慶安四年四月二十日	家光薨す、七月二十六日子家綱征夷大將軍に任ぜらる
三四六	〇一〇 後西院天皇	明暦三年	德川家綱大日本史の編纂に着手す
三四七	〇一一 靈元天皇	延寶八年五月八日	家綱薨す、七月十八日弟綱吉征夷大將軍に任ぜらる
三四八	〇一二 東山天皇	寶永四年	（露西亞國の探險隊加半島に及ぶ）
三四九	同	同六年正月十日	綱吉薨す、四月二日姪家宣征夷大將軍に任ぜらる
三五〇	〇一三 中御門天皇	正徳二年十月十四日	家宣薨す、翌年三月四日子家繼征夷大將軍に任ぜらる
三五〇	同	享保元年四月三十日	家繼薨す、一族吉宗、紀伊より入りて宗家をつぎ七月十八日征夷大將軍に任ぜらる
三五二	〇一四 櫻町天皇	延享二年九月一日	吉宗退隱し十月七日子家重征夷大將軍に任ぜらる
三五三	〇一五 桃園天皇	寶曆元年六月二十日	吉宗薨す
三五四	同	同九年五月六日	竹内式部尊王論を唱へ罪せらる

三三八	一〇	孝明天皇	安政五年九月七日	安政の大獄始る
三五〇	同	同	萬延元年正月三日	幕府の使節條約交換の爲に始めて亞米利加合衆國に赴く
同	同	同	同 年三月三日	直弼殺さる
同	同	同	同 年十二月十四日	普魯士との條約に關印す
三五二	同	同	文久元年五月十八日	浪士英國公使を其の旅館なる高輪東禪寺に襲ふ
同	同	同	同 年十一月一日	特命全權公使を英佛等諸條約國に遣はす
同	同	同	同 年十二月十一日	皇妹親子内親王將軍家茂に降嫁して江戸城に入り給ふ
同	同	同	同 二年正月十五日	老中安藤信正傷つけらる
同	同	同	同 年四月十六日	島津久光入京す
同	同	同	同 年同月十六日	毛利元徳入京す
同	同	同	同 年五月十五日	勅使大原重徳東下し將軍に朝旨を傳ふ
同	同	同	同 年七月六日	徳川慶喜を將軍家茂の後見とす、九日慶永を幕府の政事總裁とす
同	同	同	同 年八月十五日	島津久光の従士英吉利人を生麥村に殺害す
同	同	同	同 年同月十五日	山内豐範入京す
同	同	同	同 年閏八月十五日	諸侯參勤の期を緩む
同	同	同	同 年十月十五日	勅使三條實美姉小路公知東下し攘夷決行を幕府に促す
三三三	同	同	同 三年三月七日	家茂參朝す

三三三	同	同	同 年同月十二日	賀茂行幸、公卿諸侯供奉す、將軍亦列に在り
同	同	同	同 年四月二十日	五月十日を以て攘夷の期と定む
同	同	同	同 年五月十日	長州藩下關に亞米利加船を砲撃す 此の月二十三日佛國艦隊が砲撃し二十六日蘭艦と戦ひ六日佛艦と砲火を交ふ
同	同	同	同 年七月二日	薩州藩英吉利軍艦と鹿兒島に戦ふ
同	同	同	同 年八月十三日	攘夷親征の詔下る
同	同	同	同 年同月十八日	親征延引、實美等七人長州に奔る
同	同	同	元治元年七月十九日	長州藩士相率ひて入京す、蛤御門の變
同	同	同	同 年八月一日	長州征伐の令を發す
同	同	同	同 年同月五日	長州藩下關に英佛蘭米四箇國聯合艦隊と戦ふ
同	同	同	慶應元年四月二十日	再び長州征伐につき將軍進發の日を定む
同	同	同	同 二年八月二十日	家茂薨す 實は七月二十日薨す
同	同	同	同 年十一月五日	慶喜征夷大將軍に任ぜらる
同	同	同	同 年同月十五日	天皇崩御 大駕崩御は慶應二年二月二十三日
同	同	同	同 三年正月九日	天皇踐祚 二月十三日
三三六	同	同	同 年三月九日	山内豐信大政返上を慶喜に勸告す
三三七	同	同	同 年同月十四日	慶喜大政を奉還す
三三八	同	同	同 年同月十五日	慶喜征夷大將軍を辭せんことを請ふ

三三三	明治天皇	明治元年一月一日	朝鮮仁川港を開く
三三四	同	同十七年十二月四日	清國兵朝鮮兵と共に我が公使館を襲ふ
三三五	同	同十八年一月九日	朝鮮との講和條約成る
三三六	同	同 年四月十八日	天津條約成る
三三七	同	同 年十二月三日	内閣制度創立
三三八	同	同十九年四月十六日	メートル條約に加盟の件公布
三三九	同	同 年十一月十五日	赤十字條約に加盟の件公布
三四〇	同	同二十一年四月十五日	市制及び町村制を公布し二十二年四月一日より漸次施行す
三四一	同	同二十二年二月十日	皇室典範帝國憲法制定せらる
三四二	同	同二十三年二月十日	裁判所構成法を公布し十一月一日より施行す
三四三	同	同 年四月十五日	民事訴訟法を公布し二十四年一月一日より施行す
三四四	同	同 年十月七日	刑事訴訟法を公布し十一月一日より施行す
三四五	同	同 年同月三十日	天皇教育に關する勅語を下し給ふ
三四六	同	同 年十一月十五日	第二回帝國議會召集せらる
三四七	同	同二十七年 五月	(朝鮮に於て東學黨の亂民蜂起す)
三四八	同	同 年六月七日	清國朝鮮に出兵せることを我に通知す
三四九	同	同 年七月十六日	日英改正條約成り次いで三十一年までに米露獨蘭佛等の諸國との改正條約漸次に成る

三五五	同	同 年同月十五日	豊島沖の戰
三五六	同	同 年八月一日	天皇清國との戰を宣し給ふ
三五七	同	同 年同月十六日	朝鮮と同盟條約を結ぶ
三五八	同	同 年九月十五日	天皇大本營を廣島に進め給ふ
三五九	同	同 年同月十六日	我が軍平壤を陷る
三六〇	同	同 年同月十七日	黄海の戰
三六一	同	同 年十一月三日	我が軍旅順を陷る
三六二	同	同二十八年二月十二日	清國北洋海軍提督丁汝昌自殺し翌日北洋海軍降る
三六三	同	同 年四月十七日	下關條約成る
三六四	同	同 年同月三日	露西亞獨逸佛蘭西の三國遼東半島還付を我に勧告す
三六五	同	同 年十月二日	臺灣は鎮定す
三六六	同	同三十年一月十一日	英照皇太后崩御
三六七	同	同 年十月十二日	(朝鮮國號を韓と改む)
三六八	同	同三十一年三月六日	(獨逸清國より膠州灣を租借す)
三六九	同	同 年同月二七日	(露西亞清國より關東州を租借す)
三七〇	同	同 年四月十五日	清國福建省の地を他に割讓せざることを我に約す
三七一	同	同 年七月一日	(英吉利清國より威海衛を租借す)

三五六	二	明治天皇	明治三十九年九月二十五日	旅順鎮守府條例公布
三五六	同	同	同四十年二月十一日	皇室典範増補制定せらる
三六七	同	同	同 年四月二十四日	改正刑法を公布し四十一年十月一日より施行す
三六七	同	同	同 年六月十日	日佛協約成る
三六七	同	同	同 年七月三十一日	日韓新協約成る
三六七	同	同	同 年同月三十日	日露協約成る
三六八	同	同	同四十年十月十三日	戊申詔書下る
三六八	同	同	同 年十一月三十日	亞米利加合衆國と外交文書を交換す
三七〇	同	同	同四十年七月四日	日露新協約成る
三七〇	同	同	同 年八月三十一日	韓國併合條約成る 二十九日 發賣實施
三七一	同	同	同四十年二月二十日	日米改正條約成り英獨佛等の條約亦漸次改正せらる
三七一	同	同	同 年四月七日	市制及び町村制改正公布 十月一日より施行
三七三	同	同	同四十年七月三十日	天皇崩御
三七三	同	同	大正元年七月三十日	天皇踐祚
三七三	同	同	同二年十月六日	支那共和國を承認す

東書房寄館編入乙